

魚津市告示第13号

魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱の一部改正  
について

魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱（平成13年魚津市告示  
第9号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月21日

魚津市長 村椿 晃

第2条中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助金の額等）

第3条 補助対象経費は、高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー  
人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材セ  
ンター事業分）交付要綱（平成13年11月1日付け厚生労働省発職高第170  
号厚生労働事務次官通知別紙。）に定める補助対象経費及びその他の交付  
対象事業の実施に要する経費とし、補助金の額は、当該要綱に定める補助  
対象基準額の2分の1以内の額で、予算の範囲内で定める額とする。

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

魚津市長

あて

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市高年齢者就業機会確保事業補助金交付申請書

年度において、魚津市高年齢者就業機会確保事業を実施したいので、  
魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金 円を交付されるよ  
う魚津市補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請  
します。

記

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 定款及び役員名簿

様式第2号（第5条関係）

魚津市指令 第 号

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金の交付について

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金については、魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次の条件を付して金 円を交付する。

年 月 日

魚津市長

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市高年齢者就業機会確保事業とし、その内容については、当該申請書記載のとおりとし、当該事業以外の費用に使用してはならない。
- 2 この事業を実施しないことがあるときは、補助金の全部又は、一部を返還させることがある。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱に従うこと。
- 5 事業実施報告は、年 月 日まで提出すること。
- 6 補助金の支払方法は、次のとおりとする。

第一回（ 月）	円
第二回（ 月）	円

様式第3号（第6条第1項関係）

第 号  
年 月 日

魚津市長

あて

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市高年齢者就業機会確保事業変更承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定があった 年度魚津市高年齢者就業機会確保事業について、下記の理由により事業の内容を変更したので、魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 変更理由書
- 2 事業変更計画書
- 3 収支変更予算書

様式第4号（第6条第2項関係）

第 号  
年 月 日

魚津市長

あて

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市高年齢者就業機会確保事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定があった 年度魚津市高年齢者就業機会確保事業について、下記の理由により中止(廃止)したいので、魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 中止期間(廃止期間)
- 2 中止(廃止)理由
- 3 実施状況報告書

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

魚津市長

あて

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市高年齢者就業機会確保事業実施状況報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定があった 年度魚津市高年齢者就業機会確保事業について、その状況を魚津市補助金等交付規則第10条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

1 実施状況報告書

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

魚津市長

あて

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市高年齢者就業機会確保事業実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定があった 年  
度魚津市高年齢者就業機会確保事業について、魚津市補助金等交付規則第12  
条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書

様式第7号（第9条関係）

魚津市指令 第 号

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金の額の確定について

年 月 日付け魚津市指令 第 号で補助金の交付決定をした 年度  
魚津市高年齢者就業機会確保事業費補助金については、魚津市補助金等交付  
規則第13条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長



附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。